

第 4 次犯罪被害者等基本計画 ~~(仮称)~~ 案・骨子
(案)

【第 2 次】

I 計画期間・基本方針・重点課題・推進体制

第1 計画期間

令和3年4月1日から令和7年度末までの5か年

第2 基本方針

[4つの基本方針]

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

第3 重点課題

[5つの重点課題]

- ① 損害回復・経済的支援等への取組
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③ 刑事手続への関与拡充への取組
- ④ 支援等のための体制整備への取組
- ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第4 推進体制

- (1) 国の行政機関相互の連携・協力
- (2) 地方公共団体との連携・協力
- (3) その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- (4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- (5) 施策策定過程の透明性の確保
- (6) 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- (7) フォローアップの実施
- (8) 犯罪被害者等基本計画の見直し

Ⅱ 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】[\(1\)](#)

イ 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、心情等を適切に聴取できるよう研修を実施するとともに、引き続き、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の確保に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介体制の整備に努める。【法務省】[\(2\)](#)

(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁、法務省】[\(3\)](#)（再掲：第4-1 [\(212\)](#)）

(3) 刑事和解等の制度の周知

法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。【法務省】[\(4\)](#)

(4) 保険金支払の適正化等

ア 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】[\(5\)](#)

イ 金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。【金融庁】[\(6\)](#)

ウ 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】[\(7\)](#)

エ 国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】[\(8\)](#)

- (5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知
法務省において、法令上受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが可能である旨を引き続き受刑者に対し周知する。【法務省】(9)
- (6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援
暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。【警察庁】(10)
- (7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施
- ア 警察庁において、関係府省庁等と連携しながら、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。【警察庁】(11)
- イ 法務省において、令和元年の民事執行法改正の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携しながら、公的機関による犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する先進的な制度を導入している諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を行い、その結果に応じて、必要な検討を行う。【法務省】(12)

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

- (1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善
警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、関係職員への同制度の周知徹底、犯罪被害者等への同制度の教示等に関して都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。【警察庁】(13)
- (2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減
警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の経費費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】(14)
- (3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減
警察庁において、各都道府県警察に対し、公認心理師・臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの确实かつ十分な配置に努めるよう指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度の運用ができる限り全国的に同水準で行われるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察庁及び都道府県警察に

において、同制度の周知に努める。【警察庁】(15)

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。【警察庁】(16)

(5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請する。~~とともに、また、~~これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイト等を通じて、国民に情報提供する。~~に記載する。~~【警察庁】(17)

(6) 預保納付金の活用

預保納付金の活用については、振り込め詐欺等の被害金を原資としていることから、今後、振り込め詐欺事犯の減少に伴い預保納付金も減少していくことが期待されるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施していく。【金融庁、財務省、警察庁】(18) (再掲：第4-3 (236))

(7) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援

警察庁において、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察及び外務省において、同制度の周知に努める。【警察庁、外務省】(19)

3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用に係る手続の推進を図るための取組を実施する。【国土交通省】(20)

イ 国土交通省において、公営住宅への入居に関して、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む地方公共団体相互間における緊密な連携を各地方公共団体へ要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】(21)

ウ 公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】(22)

エ ~~民間賃貸住宅への~~円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会及び居住支援法人の制度を周知するとともに、~~による~~犯罪被害者等への住まいのマッチング・入居支援の取組等を支援する。【国土交通省】(23)

オ 国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を

警察庁及び法務省と十分連携して行う。【国土交通省】(24)

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

ア 厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。

【厚生労働省】(25) (再掲：第2-2 (88))

イ 厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化に向けて」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、児童相談所一時保護所において、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。

【厚生労働省】(26) (再掲：第2-2 (89))

ウ 厚生労働省において、婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。【厚生労働省】(27)

エ 厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立に向けた支援を推進するとともに、婦人保護施設の利用に当たっての分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広げ、利用促進を図る。【厚生労働省】(28)

オ 警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等に利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を都道府県警察に補助するほか、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。【警察庁】(29)

カ 犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、警察庁において、地方公共団体に対して啓発・情報提供を行う。【警察庁】(30)

(3) 性犯罪被害等に対する自立支援及び定着支援

厚生労働省において、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対し、家庭訪問や社会生活の場(地域活動の場、職場など)への同行等、職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援(家庭訪問や職場訪問等の定着支援)を一体的に行う。【厚生労働省】(31)

4 雇用の安定(基本法第17条関係)

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

- ア 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】[\(32\)](#)
- イ 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】[\(33\)](#)
- ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。【厚生労働省】[\(34\)](#)

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

- ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努める。【厚生労働省】[\(35\)](#)
- イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図る。【厚生労働省】[\(36\)](#)

(3) 被害回復のための休暇制度の周知・啓発

被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、[企業向け・労働者向けのアンケート](#)による実態把握を行うとともに、[リーフレット](#)や厚生労働省[ウェブサイトホームページ](#)等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、[あらゆる機会を通じて](#)、犯罪被害者等の置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図る。【厚生労働省】[\(37\)](#)

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等

厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修」を実施する。犯罪・性犯罪被害者への適切な対策を行うために必要な、**司法を含めた**専門的知識と治療対応についての内容を充実させ、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等の知識の普及・啓発を推進する。【厚生労働省】(38)

(2) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する制度を医療機能情報提供制度として運用している。この制度においては、PTSD等の各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することが可能となっており、引き続き制度の周知に努める。【厚生労働省】(39)

(3) 医療現場における自立支援医療制度の周知徹底

犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知（平成28年4月28日障精発0428第1号）により、犯罪被害者等が適切に自立支援医療制度を利用できるよう、都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度周知を徹底するよう依頼するなど、引き続き周知に努める。【厚生労働省】(40)

(4) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」*1等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、臨床研修の到達目標等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。【文部科学省、厚生労働省】(41)

(5) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

精神保健福祉センターにおいて、犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、厚生労働省において必要に応じて精神保健福祉センターに対する犯罪被害者の相談に係る周知を行う。【厚生労働省】(42)

*1 各大学のカリキュラム改革に資するよう、平成13年3月に文部科学省の「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」において、全ての医学生が卒業までに最低限習得すべき教育内容をガイドラインとして示したものの。

(6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制*2の充実強化を図る。【厚生労働省】(43)

(7) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。【厚生労働省】(44)

(8) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、介護料受給者への相談・情報提供等の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合に備えた環境整備を推進する。【国土交通省】(45)

(9) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、令和2年度から厚生労働科学研究費補助金で実施している「高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究」等を踏まえ、引き続き患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」の実施を支援する。【厚生労働省】(46)

(10) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関わる問題への対応について習得するための「思春期精神保健研修」を実施する。【厚生労働省】(47)

*2 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、事後検証を行い、その質を保障する制度。

(11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

厚生労働省において、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増えていることを受け、平成23年度には児童養護施設等に心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を義務化しており~~する~~など、引き続き適切な援助体制を確保する。児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や改正児童福祉法等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援する。【厚生労働省】(48)

(12) 里親制度の充実

厚生労働省において、被害少年等の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。【厚生労働省】(49)

(13) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

ア 厚生労働省において、児童相談所が夜間・休日を問わず虐待通告等の緊急の相談にいつでも応じられるよう、その体制整備に努める。【厚生労働省】(50)

イ 厚生労働省において、児童虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との協力・連携体制の充実に努める。【厚生労働省】(51)

(14) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、被害少年等の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等被害少年等の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省、厚生労働省】(52)

(15) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが機能する取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を推進することにより、学校における教育相談体制を充実させる。【文部科学省】(53)

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】(54)

(16) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】(55)

(17) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、公認心理師・臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの活用や、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度の運用が効果的なものになるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況やカウンセリング費用の公費負担制度の措置状況を毎年公表する。【警察庁】(56)

(18) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。【厚生労働省】(57) (再掲：第4-1 (170))

(19) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】(58) (再掲：第4-1 (171))

(20) ワンストップ支援センターの体制強化=~~【P(項目名)】~~

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うために全ての都道府県に設置された組織。~~医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・公認心理師・臨床心理士等による支援、警察による事情聴取等の実施が可能なセンター。~~以下「ワンストップ支援センター」という。）の体制設置を強化促進するため、以下の施策を推進する。~~【P】~~

ア 内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間 365 日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。【内閣府】(59) (再掲：第4-1 (165))

イ 警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、内閣府及び厚生労働省と連携し、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。~~【P】~~【警察庁】(60)

(再掲：第4-1 (166))

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】(61) (再掲：第4-1 (167))

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】(62) (再掲：第4-1 (168))

オ 上記施策のほか、関係府省庁において、~~必要に依りて連携し、~~障害者や男性等を含む、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】(63) (再掲：第4-1 (169))

(21) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

ア 警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁】(64)

イ 警察庁及び厚生労働省が連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師~~【干線部 P】~~の養成及び研修の実施を促進する。~~【P】~~【警察庁、厚生労働省】(65)

ウ 警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】(66)

エ 上記施策のほか、警察庁において、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。【警察庁】(67)

(22) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】(68)

(23) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の医療機能情報をウェブサイトにおいて提供する~~情報を周知させる~~とともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】(69)

(24) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

- ア 厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）を厚生労働省で作成しており、医療機関等に適切な対応を求めている。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生労働省】(70)
- イ 金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をする。【金融庁】(71)

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 加害者に関する情報提供の適正な運用及び拡充の検討

法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、被害者等への情報提供の在り方について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行う。【法務省】(72)

(2) 医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用

法務省において、「医療観察制度における被害者等に対する対象者の処遇段階等に関する情報提供制度」に基づき、被害者等の希望に応じた、加害者の医療観察制度における処遇段階等に関する情報提供について、一層円滑かつ適正な運用に努める。【法務省】(73)

(3) 更生保護の犯罪被害者等施策の周知

法務省において、心情等伝達制度等の制度を利用した被害者等の体験談等を法務省ウェブサイトホ~~ム~~ページに掲載するなどし、更生保護の犯罪被害者等施策の広報に努めるとともに、関係機関・団体等に対する周知に努める。【法務省】(74)

(4) 被害者等通知制度の周知

検察庁において、検察官等が被害者等の事情聴取等を実施したときは、通知の希望の有無を確認するとともに、「犯罪被害者の方々へ」のパンフレットを配布するなどし、周知に努める。法務省において、少年審判後の被害者等通知制度についてのリーフレットを関係機関に配布するなどし、同施策の周知に努める。【法務省】(75)

(5) 加害者に関する情報提供の適正な運用

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の

特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。【警察庁、法務省】(76)

(6) 警察における再被害防止措置の推進

ア 警察において、13 歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省からそれらの者の出所情報の提供を受け、~~出所後の~~定期的な所在確認を実施し、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うほか、関係機関・団体との連携するなどの対策に努める。【警察庁】(77)

イ 警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。【警察庁】(78)

(7) 警察における保護対策の推進

暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】(79)

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】(80) (再掲：第 3-1 (132))

(9) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア 警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力の被害者、人身取引(性的サービスや労働の強要等)の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実させる。【警察庁、厚生労働省】(81)

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、要保護児童対策地域協議会~~児童虐待防止ネットワーク~~の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁、文部科学省】(82)

(10) 犯罪被害者等に関する情報の保護

- ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、性犯罪の被害者等に関し公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度について、周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等を含む個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】(83)
- イ 法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。【法務省】(84)
- ウ 日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】(85)
- エ 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱い」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」等に基づく取組及び「DV被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」について、引き続き、これらの手続の周知を図るとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【総務省、法務省、国土交通省】(86)
- オ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】(87) (再掲：第5-1 (265))

(11) 一時保護場所の環境改善等

厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。【厚生労働省】(88) (再掲：第1-3 (25))

(12) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化に向けて」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、児童相談所一時保護所において、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。【厚生労働省】(89)（再掲：第1－3（26））

(13) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 内閣府及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援を充実させるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携協力を推進する。【内閣府、厚生労働省】(90)

イ 警察において、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等関係機関との連携や警察職員に対する児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、児童虐待への対応力の強化を図る。【警察庁】(91)

ウ 法務省において、法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。【法務省】(92)

エ 文部科学省において、学校・教育委員会等に対し、学校教育関係者など職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が虐待発見時に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。【文部科学省】(93)

オ 文部科学省において、地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場などにアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。【文部科学省】(94)

カ 厚生労働省において、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に資するため、児童相談所・市町村の体制の強化、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携及び体罰等によらない子育てを推進するとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【厚生労働省】(95)

キ 厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置するほか、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等に同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制や、DV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。【厚生労働省】(96)

- (14) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施
厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を行う。【厚生労働省】(97)
- (15) 再被害の防止に資する教育の実施等
ア 内閣府において、DV被害者支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進めるとともに、本格実施に向けた検討を行う。【内閣府】(98)
イ 法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の更なる充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討する。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(99) (再掲：第3-1 (152))
- (16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇
ア 法務省において、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵守事項を定めるに当たっては、地方更生保護委員会又は保護観察所が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】(100)
イ ストーカー事案や配偶者暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案行為等により刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】(101)
ウ 法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。【法務省】(102)
- (17) 再被害防止のための安全確保方策の検討
内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案を始め被害者等が同一の加害者から再び被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、関係省庁とも連携して被害者等の安全確保方策について検討する。【内閣府、警察庁、法務省】(103)

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 内閣府において、ワンストップ支援センターの相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を継続するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修の実施を検討する。さらに、基礎知識についてオンラインで学ぶことができるよう、オンライン研修教材の開発・提供を進める。【内閣府】(104)

イ 警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援担当者による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。【警察庁】(105)

ウ 警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な教育を行う。【警察庁】(106)

エ 警察において、被害児童の聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の研修を採り入れるなど、児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法についての効果的な研修の実施に努める。【警察庁】(107)

オ 警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、性犯罪の捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、男性やLGBTの方が被害を受けた場合の対応を含めて、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。【警察庁】(108)

~~カ 警察において、男性やLGBTの方の性被害について、被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、性犯罪の捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。【警察庁】~~

~~カキ 警察において、障害者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施する。【警察庁】(109)~~

~~ク 警察において、児童からの聴取に当たる警察官等に対し、児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法についての指導・教養を実施する。【警察庁】~~

~~クケ 法務省において、二次的被害の防止の重要性をも踏まえ、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されて~~

いる被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】(110) (再掲：第4-2 (228))

ク⇒ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の向上に努める。【法務省】(111)

ケ⇒ 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】(112) (再掲：第3-1 (147)、第4-2 (227))

コ⇒ 法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。【法務省】(113) (再掲：第3-1 (146))

サ⇒ 法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識を向上させる。【法務省】(114)

シ⇒ 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対して、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。【法務省】(115)

ス⇒ 厚生労働省において、民生委員・児童委員が犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】(116)

セ⇒ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。【厚生労働省】(117)

(2) 女性警察官の配置等

警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体やワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】(118)

(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

法務省、警察庁及び厚生労働省において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。【警察庁、法務省、厚生労働省】(119)

(4) ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】(120)

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、被害者専用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るほか、これらの施設等の改善に努める。【警察庁】(121)

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討する。【法務省】(122)

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 迅速・確実な被害の届出の受理

警察において、被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。【警察庁】(123)

(2) 告訴に対する適切な対応

警察庁及び法務省において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促す等の措置を取る場合もあり、全件直ちに受理するという事は必ずしも相当とは言いがたい場合もあるが、可能な限り迅速な対応が行われるように努める。【警察庁、法務省】(124)

(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

ア 警察において、警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めるとともに、被害者のプライバシーの保護に配慮して資料を保管する。【警察庁】(125)

イ 警察において、性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供する。【警察庁】(126)

(4) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについての周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。【法務省】(127)

(5) 公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応

法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性和一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較衡量して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】(128)

(6) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

ア 法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通をより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況等の的確な立証に努める。【法務省】(129)

イ 法務省において、刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官がその経過及び結果について必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。【法務省】(130)

(7) 国民に分かりやすい訴訟活動

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。【法務省】(131)

(8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。【法務省】(132) (再掲：第2-2 (80))

(9) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努める。【法務省】(133)

(10) 少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努める。【法務省】(134)

(11) 少年審判の傍聴制度の周知徹底

法務省において、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知に努める。【法務省】(135)

(12) 日本司法支援センターで行っている支援に関する情報提供の充実

日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者支援業務を含

む業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】(136)（再掲：第4-1（198））

(13) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】(137)（再掲：第4-1（213））

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察庁】(138)（再掲：第4-1（211））

ウ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやウェブサイト~~ホームページ~~の作成等による情報の提供を行う。【法務省】(139)（再掲：第4-1（214））

(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう、対応に努めるほか、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対し、死者の臓器を適切に返還するための手続等について検討する。【警察庁、法務省】(140)

(15) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進

警察において、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう注意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。【警察庁】(141)

(16) 証拠品の適正な処分等

法務省において、被害者の遺族及び家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適切な運用に努

める。【法務省】(142)

(17) 捜査に関する適切な情報提供等

- ア 警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、犯罪被害者等の支援の必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】(143)
- イ 法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努める。【法務省】(144)

(18) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、被害者の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】(145)

(19) 交通事件に関する講義の充実

法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実に努める。【法務省】(146) (再掲：第2－3 (113))

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に努める。【法務省】(147) (再掲：第2－3 (112)、第4－2 (227))

(21) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

- ア 法務省において、不起訴記録の弾力的開示を引き続き周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】(148)
- イ 法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。【法務省】(149)

(22) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力

法務省において、平成16年の検察審査会法（昭和23年法律第147号）改正により導入された一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、

公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力をする。【法務省】(150)

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、法令に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受について、引き続き適切に運用されるように努める。【法務省】(151)

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

ア 法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の更なる充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討する。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。【法務省】(152) (再掲：第2-2 (99))

イ 法務省において、保護処分^イの執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。【法務省】(153)

ウ 法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実に努めるとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪のための指導を適切に実施する。【法務省】(154)

エ 「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、心情等伝達制度の運用を含め、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について検討を行い、必要な施策を実施する。【法務省】(155)

(25) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施

地方更生保護委員会において、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、一層犯罪被害者等の意見がしんしゃくされるよう努める。【法務省】(156)

(26) 更生保護官署職員に対する研修等の充実

法務省において、仮釈放等を許すか否かを判断する地方更生保護委員会委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させる

ための講義を実施しているところ、より一層犯罪被害者等の心情や現状に配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】(157)

(27) 矯正施設職員に対する研修等の充実

法務省において、矯正施設職員の新採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を実施しているほか、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深められるよう、引き続き、研修内容の充実に努める。【法務省】(158)

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、警察庁において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体が条例の制定等に向けた検討を行うために必要な協力を行う。【警察庁】(159)

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口の周知の促進

警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、ポスター、リーフレット、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。【警察庁】(160)

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者等支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。【警察庁】(161)

(4) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。【警察庁】(162)

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等

警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各

地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。【警察庁】(163)

(6) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上

警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者等支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料の提供に努める。【警察庁】(164)

~~(7) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進~~

~~内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。【内閣府】~~

(7) ワンストップ支援センターの体制強化

ワンストップ支援センターの体制を強化するため、以下の施策を推進する。

ア 内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。【内閣府】(165) (再掲：第2-1 (59))

イ 警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、内閣府及び厚生労働省と連携し、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。【警察庁】(166) (再掲：第2-1 (60))

ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】(167) (再掲：第2-1 (61))

エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度

によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】(168)(再掲：第2-1(62))
オ 上記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む、様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】(169)(再掲：第2-1(63))

(8) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を図る。【厚生労働省】(170)(再掲：第2-1(57))

(9) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。【厚生労働省】(171)(再掲：第2-1(58))

(10) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。併せて、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて学校にいる児童生徒や保護者に周知を図る。【文部科学省】(172)

~~(11) ワンストップ支援センター【P(項目名)】~~

~~性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター(医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・公認心理師・臨床心理士等による支援、警察による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。)の設置を促進するため、以下の施策を推進する。【P】~~

~~ア 内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化などの地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇など運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。【内閣府】~~

~~イ 警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、内閣府及び厚生労働省と連携し、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。【P】【警察庁】~~

~~ウ 厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】~~

~~エ 厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、当該制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができることの周知を図る。【厚生労働省】~~

~~オ 上記施策のほか、関係府省庁において、必要に応じて連携し、ワンストップ支援センターを含む性犯罪被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】~~

(11) 地方公共団体の配偶者暴力被害者支援の取組に対する支援

内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力被害者支援に係る取組の充実を図る。【内閣府】 (173)

(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【警察庁】 (174) (再掲：第4-2 (230))

~~(13) 地方公共団体の取組に対する支援~~

~~内閣府において、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力被害者支援に係る取組の充実を図る。【内閣府】~~

(13~~14~~) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備、提供等するよう努める。【警察庁】 (175)

(14~~15~~) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互

の協力を強化し、生活再建就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案を想定事例とするなど実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。【警察庁】
(176)

(1516) 警察における相談体制の充実等

- ア 警察において、全国統一の相談専用電話「# 9110 番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。【警察庁】(177)
- イ 警察において、性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応し、また、執務時間外においては当直等が対応した上で後に担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】(178)

(1617) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、各都道府県警察のウェブサイトホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外での設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等被害少年が相談しやすい環境の充実を図る。【警察庁】(179)

(1718) 「指定被害者支援要員制度」の活用

警察において、指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対

し、犯罪被害者等に対する支援に必要となる知識等についての研修、教育等の充実に努める。【警察庁】(180)

(1819) 交通事故相談活動の推進

国土交通省において、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。【国土交通省】(181)

(1920) 公共交通事故被害者への支援

国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故による被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。【国土交通省】(182)

(2021) 婦人相談所等職員に対する研修の促進

厚生労働省において、各地方公共団体における配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために婦人相談所等職員への専門研修を促進する。【厚生労働省】(183)

(2122) ストーカー事案への対策の推進

内閣府において、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】(184)

(2223) ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー総合対策(平成29年4月24日ストーカー総合対策関係省庁会議改訂)を踏まえ、関係省庁と連携して、各種対策(被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援等を図るための措置)を行い、関係機関等との連携の下、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。【警察庁】(185)

(2324) 人身取引被害者の保護の推進

人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。【内閣官房】(186)

(2425) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。【法務省】(187)

(2526) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。【法務省】(188)

(2627) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図る。【法務省】(189)

(2728) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。【法務省】(190)

(2829) 被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正の実施についての検討

「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正の実施について検討を行い、必要な施策を実施する。【法務省】(191)

(2930) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談、人権侵犯事件の調査救済制

度について、引き続き、周知を図る。また、「子どもの人権 110 番」、「子どもの人権 SOS ミニレター」、「女性の人権ホットライン」、「SNS (LINE) による人権相談」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。加えて、人権相談に際しては、犯罪被害者からの相談に限らず、相談者の置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、より一層研修の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対しては、新任委員に対する委嘱時研修を始めとする各種研修を通じて、犯罪被害者を含む人権問題全般に対して適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。【法務省】(192)

(30~~31~~) 犯罪被害者である子供等の支援

法務省において、子供、女性、高齢者、障害のある人等からの相談により人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携の上、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】(193)

(31~~32~~) 高齢者や障害のある人に関する人権相談への対応の充実

法務省において、老人福祉施設や障害者支援施設~~高齢者施設等~~の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、高齢者や障害のある人、また、身近に高齢者や障害のある人と接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に引き続き努める。【法務省】(194)

(32~~33~~) 日本司法支援センターによる支援~~の検討~~

ア 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等の心情に十分配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取することなどにより、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努める。【法務省】(195)

イ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】(196)

ウ 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】(197)

エ 日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者支援業務を含む業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) 等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】(198) (再掲：第 3-1 (136))

オ 日本司法支援センターにおいて、弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対し、その生活再建

に資するよう、民事法律扶助による法的支援を適切に実施する。【法務省】(199)
カ 日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に進展するおそれの強いDV・
ストーカー・児童虐待の被害者に対する事前の資力審査を要しない法的支援を適切に実施する。【法務省】(200)

(33) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関して、法務省において、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について見直しの要否も含めて検討を行う。【法務省】(201)

(34) 地域包括支援センターによる支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。【厚生労働省】(202)

(35) 学校内における連携及び相談体制の充実

ア 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(203) (再掲：第4-2 (229))

イ 文部科学省において、虐待を受けた子供への対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】(204)

(36) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、必要に応じ常時の相談体制を見直すなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。また、教育委

員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。【文部科学省】[\(205\)](#)

(37) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センターが行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】[\(206\)](#)

(38) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

ア 厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。【厚生労働省】[\(207\)](#)

イ 厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。【厚生労働省】[\(208\)](#)

(39) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導するとともに、好事例を勧奨する。【警察庁】[\(209\)](#)

(40) 「被害者の手引」の内容の充実等

ア 警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介する。【警察庁】[\(210\)](#)

イ 警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察庁】[\(211\)](#) (再掲：第3-1 (138))

(41) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介

した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。【警察庁、法務省】(212) (再掲：第1-1(3))

(42) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実させ、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努める。【警察庁、法務省】(213) (再掲：第3-1(137))

イ 法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやウェブサイト~~ホームページ~~の作成等による情報の提供を行う。【法務省】(214) (再掲：第3-1(139))

(43) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

警察において、性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号（# 8103（ハートさん））に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報入手する利便性の拡大に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。【警察庁】(215)

~~(44) 日本司法支援センターによる支援~~

~~ア 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等の心情に十分配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取することなどにより、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努める。【法務省】~~

~~イ 日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【法務省】~~

~~ウ 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】~~

~~エ 日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者支援業務を含む業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】~~

(445) 自助グループの紹介等

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。【警察庁】(216)

(456) 犯罪被害者等施策のウェブサイトの充実

警察庁において、関係省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策のウェブサイトを活用し、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。【警察庁】(217)

(467) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館等）を通じ、現地の弁護士や通訳翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で支援するよう努める。また、警察において、外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、必要に応じて民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対する支援に努める。【警察庁、外務省】(218)

(478) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

各府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った~~や被害~~児童及び障害者を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(219) (再掲：第5-1 (253))

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等を始め、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する方向で検討する。【警察庁】(220)

(2) 暴力の被害実態等の調査の実施

内閣府において、配偶者からの暴力被害、性犯罪被害等、暴力の被害実態等を把握する調査を実施する。【内閣府】(221)

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

法務省において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。【法務省】(222)

(4) 犯罪被害者のメンタルヘルスに関する研究

厚生労働省において、精神的健康に係る実態調査や、精神的健康の回復に資するストレス関連障害の治療技法の研究など、心の健康づくりを推進する調査研究を行い、高度な犯罪被害者等支援も行うことができる専門家育成や地域における犯罪被害者等に対する対応力の向上に活用する。【厚生労働省】(223)

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【厚生労働省】(224)

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実に努める。【警察庁】(225)

(7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努める。【警察庁】(226)

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

ア 法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実に努める。【法務省】(227) (再掲：第2-3 (112)、第3-1 (147))

イ 法務省において、二次的被害の防止の重要性をも踏まえ、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題について

の講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】(228) (再掲：第2-3 (110))

(9) 学校における相談対応能力の向上等

文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的に適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組む。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】(229) (再掲：第4-1 (203))

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【厚生労働省】(230)

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。【警察庁】(231) (再掲：第4-1 (174))

(12) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努める。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(232)

(13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務の実施を通じて同センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者支援に携わる関係者に提供する。【法務省】(233)

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実

ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。また、警察庁において、民間の団体における財政基盤確立のための好事例について情報の提供に努める。【警察庁、厚生労働省】(234)

イ 法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】(235)

(2) 預保納付金の活用

預保納付金の活用については、振り込め詐欺等の被害金を原資としていることから、今後、振り込め詐欺事犯の減少に伴い預保納付金も減少していくことが期待されるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施していく。【金融庁、財務省、警察庁】(236) (再掲：第1-2 (18))

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援するほか、シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対して周知するとともに、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な媒体を活用し、広く一般に広報するなどし、民間団体の活動を支援する。また、関係省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策メールマガジン」を、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどし、関係省庁や民間団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援の実施を促進する。【警察庁】(237)

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】(238) (再掲：第5-1 (260))

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

特定非営利活動法人に関しては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正を始めとした累次の改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】(239)

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援を充実させるための指導・助言を行う。【警察庁】(240)

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始めとする指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】(241)

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

- (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。【文部科学省】(242)
- (2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】(243)
- (3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実
文部科学省において、非行防止教室等で、警察等の関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。【文部科学省】(244)
- (4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組
文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害にあったことを認識し、かつその場合の対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。【文部科学省】(245)

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進

文部科学省において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日）に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にす教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。【文部科学省】(246)

(65) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、各地域で実施している命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムを始めとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトホームページを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の取組を推進する。【文部科学省】(247)

(76) ~~犯罪被害者等による~~中学生・高校生を対象とした講演会の実施

警察において、教育委員会等関係機関と連携し、~~中学生や高校生を対象とした、犯罪被害者等による~~講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。【警察庁、文部科学省】(248)

(87) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。【法務省】(249)

(98) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。【警察庁】(250)

(109) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

警察庁において、関係省庁のほか、犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して積極的に犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等に関する広報啓発を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。【警察庁】(251)

(1110) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心をもってもらうため、犯罪被害者等に関する国民の意識について実態把握を行い、犯罪被害者等支援に対する国民の関心を高めるよう、学校や民間企業等の協力を得るなどし、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の重要性等について、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の活用といった、広報の手法や媒体の多様化に努め、を図るなどし、効果的な広報啓発を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなどし、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての関心と理解を深めるため、幅広く学校や民間企業等に協力を得るなどし、一層充実した啓発事業を推進する。~~訴えかけたい対象等に応じた効果的な広報啓発ができるよう、幅広く民間企業等に協力を要請する。~~【警察庁】(252)

(1211) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

各府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った~~や被害児童及び障害者~~を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、

このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努める。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(253) (再掲：第4-1 (219))

(13~~12~~) 犯罪被害者支援のための情報提供

内閣府において、配偶者からの暴力等被害者に対する支援情報等をウェブサイト
~~ホームページ~~等で提供する。【内閣府】(254)

(14~~13~~) 若年層に対する広報・啓発

内閣府において、毎年4月の「若年層に対する性暴力被害防止月間（仮）」中に、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開する。【内閣府】(255)

(15~~14~~) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

ア 内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。【内閣府】(256)

イ 内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努める。【内閣府】(257)

ウ 法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めため啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施する。【法務省】(258)

エ 厚生労働省において、体罰によらない子育て、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスターの作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。【厚生労働省】(259)

(16~~15~~) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

ア 警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。【警察庁】(260) (再掲：第4-3 (238))

イ 警察庁において、各都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を促進するよう指導する。【警察庁】(261)

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウ

ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】(262)

エ 警察庁において、スマートフォン等からのアクセスが可能な媒体を始めとする各種広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】(263)

(~~17~~~~16~~) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者等支援~~【下線部 P】~~に係る各種施策を含めて犯罪被害者等に関わる調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。~~【P】~~【内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(264)

(~~18~~~~17~~) 犯罪被害者等に関する情報の保護

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】(265) (再掲：第2-2 (87))

(~~19~~~~18~~) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト上等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になり得るような情報提供に努める。【警察庁】(266)

(~~20~~~~19~~) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

ア 警察において、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。【警察庁】(267)

イ 警察において、各都道府県警察での運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。【警察庁】(268)

(~~21~~~~20~~) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。【警察庁】(269)

(~~222~~) 交通事故統計データの充実

警察庁において、犯罪被害者白書における交通被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。【警察庁】(270)